→　スポーツに関わる全ての人々が主体的に取り組むことで，スポーツの力が十分に発揮され，前向きで活力に満ちた日本と，絆の強い世界の実現に貢献できる。

４　スポーツで「未来」を創る！

２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「２０２０年東京大会」という。）等を好機として，スポーツで人々がつながる国民運動を展開し，オリンピックムーブメント*7やパラリンピックムーブメント*8を推進することで，レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

これからの５年間に２０２０年東京大会をはじめとする国際競技大会が相次いで開催される。スポーツへの関心がこれまでにないほど高まり，スポーツの力が最大限発揮される**絶好の機会**である。

２０２０年東京大会に向けた取組を計画的・戦略的に展開し，全ての人々がスポーツの力で輝き，活力ある社会と絆の強い世界を創るという**「一億総スポーツ社会」を実現することが，大会のレガシー**となる。

そのためには，スポーツを「する」人を増やしつつ，これに加え，「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え，これまで**スポーツに無関心であった人々や，したくてもできなかった人々も含め**，全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要である。

さらに，スポーツに携わる者が**スポーツの枠を超えて主体的に他分野と連携・協働**を行うとともに，**異分野からの人材の受入れを積極的に行う**ことにより，産官学民によるオールジャパン体制でそれぞれの専門性を活かしてスポーツの価値を広げることが必須である。

一方，スポーツに対する国民の信頼を確保するため，**スポーツの価値を脅かすような不正を無くすこと**が重要である。

これらを実現するため，ソーシャルネットワークサービス（ＳＮＳ）を含むメディアの活用により，スポーツを通じて全ての人々がつながる持続的な国民運動を展開していく。

→　**第２期計画期間において，「スポーツ参画人口」を拡大し，スポーツ界が他分野との連携・協働を進め，「一億総スポーツ社会」を実現する。**

*7 国際オリンピック委員会によると，オリンピックムーブメントとは，オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による，協調の取れた組織的，普遍的，恒久的活動である。（オリンピック憲章オリンピズムの根本原則第３項抜粋）

*8 国際パラリンピック委員会及び日本パラリンピック委員会によると，パラリンピックムーブメントとは，パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え，より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動である。

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

１　スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と，そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として，成人のスポーツ実施率を週１回以上が65%程度（障害者は40%程度*9），週３回以上が30%程度（障害者は20%程度*9）となることを目指す。

（１）スポーツ参画人口の拡大

① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

［施策目標］

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として，国民の誰もが各々の年代や関心，適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

［現状と課題］

- 成人の週１回以上のスポーツ実施率は 42.5%（障害者は 19.2%），週３回以上のスポーツ実施率は 19.7%（障害者は 9.3%）（平成 28 年度現在（障害者については平成 27 年度現在））である。
- スポーツを行う理由は，健康，体力増進・維持，楽しみ・気晴らし，仲間との交流など様々である。
- スポーツ実施の阻害要因は，仕事・家事・育児が多忙，面倒くさい，年をとったなど世代によって異なる。

［具体的施策］

ア 国は，「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに，スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的実施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し，その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体*10等の取組を促進することにより，誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。

イ 国は，スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて，民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し，適性等に応じたスポーツの機会を提供する。

ウ 国は，高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ，生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し，地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ），日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存

*9 障害者スポーツの振興に関する施策については，第３章２（１）①にまとめて記載し，同章中の他の施策では原則として繰り返して記載しないという方針で整理している。Ｐ１（第１章２）に記載したとおり，障害者スポーツの振興に関する施策は，他の施策とも密接な関わりを有しており，第３章に示した全ての施策を総動員して取り組む必要がある。

*10 スポーツ団体とは，スポーツ基本法第２条第２項において，「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており，住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含むものである。